

大分県障がい者計画(第2期)の概要

<p>I. 総論 第1章 計画の策定にあたって</p> <p>第2章 障がい者の現状</p>	<p>1 これまでの経緯 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 障がい者の定義</p> <p>5 障がいの表記</p> <p>1 身体障がい者の状況 2 知的障がい者の状況 3 精神障がい者の状況</p> <p>4 発達障がい者(児)の状況 5 高次脳機能障がい者の状況 6 難病患者の状況</p> <p>7 医療的ケア児の状況</p>	<p>(左下から続き)</p> <p>第1章 施策の現状と課題 及び今後の方向</p>	<p>第4節 教育の振興</p> <p>1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備</p> <p>(1) 幼稚園等、小学校・中学校等、高等学校</p> <p>(2) 特別支援学校 (3) 特別支援教育ネットワークの構築</p> <p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上</p> <p>(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応</p> <p>(2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p>
<p>第3章 障がい者計画(第1期)の進捗状況</p> <p>第4章 計画の基本的考え方</p>	<p>1 計画の基本目標 2 計画の基本理念 3 計画の施策体系</p>		<p>第5節 雇用・就労、経済的自立の推進</p> <p>1 障がい者雇用の促進 2 障がい者の職業能力開発</p> <p>3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保</p> <p>4 福祉的就労の底上げ 5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築</p> <p>【成果目標と活動指標】</p>
<p>II. 各論 第1章 施策の現状と課題 及び今後の取組</p>	<p>第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護</p> <p>1 障がいを理由とする差別の解消の推進</p> <p>2 障がい者の権利擁護の推進</p> <p>(1) 権利擁護の推進 (2) 権利行使の支援</p> <p>(3) 障がい者虐待防止体制の整備</p> <p>(4) 合理的配慮の推進</p> <p>第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり</p> <p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 総合的な相談支援体制の充実</p> <p>(3) 自立支援協議会の機能強化</p> <p>(4) 触法障がい者の地域移行の推進</p> <p>2 在宅サービス等の充実</p> <p>(1) 在宅サービスの充実</p> <p>(2) 住まいの場の確保</p> <p>(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進</p> <p>【成果目標と活動指標】</p> <p>3 障がい児支援の充実</p> <p>(1) 障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援</p> <p>(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援</p> <p>(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援</p> <p>【成果目標と活動指標】</p> <p>4 福祉介護人材の育成・確保</p> <p>5 福祉用具等の活用促進</p> <p>6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>(1) コミュニケーション支援</p> <p>(2) 情報の取得利用の推進</p> <p>第3節 保健・医療の充実</p> <p>1 障がいの早期発見・早期支援</p> <p>(1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実</p> <p>2 医療・リハビリテーションの充実</p> <p>(1) 障がい児者医療の充実</p> <p>(2) リハビリテーションの充実</p> <p>3 精神保健・医療施策の推進</p> <p>(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進</p> <p>(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備</p> <p>(3) 精神科救急医療提供体制の充実 (4) 地域精神保健福祉体制の整備</p> <p>(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進(精神障がい者の地域移行・地域定着の推進)</p> <p>(6) 精神障がい者の退院後支援</p> <p>4 難病患者の医療と療養生活の確保</p> <p>(1) 在宅難病患者に対する支援の強化 (2) 医療体制の整備</p> <p>(3) 難病対策に係る専門知識等の習得 (4) 相談体制の充実</p>	<p>第6節 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり</p> <p>1 芸術文化活動の振興</p> <p>(1) 相談体制の整備 (2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充</p> <p>(3) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進</p> <p>(4) 人材の育成 (5) 情報収集と情報発信</p> <p>(6) 関係者の連携協力</p> <p>2 スポーツ等の振興</p> <p>(1) スポーツに挑戦できる機会の拡充</p> <p>(2) スポーツを続けられる環境の整備</p> <p>(3) 県内アスリートの競技力向上への支援</p> <p>(4) 大分国際車いすマラソンの開催</p> <p>【成果目標と活動指標】</p> <p>3 社会参加の促進</p> <p>(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営</p> <p>(2) 大分県身体障害者福祉センター(あすびあおおいた)の運営</p> <p>(3) 大分県聴覚障害者センターの運営</p> <p>(4) 視覚障がい者の社会参加の促進</p> <p>4 学校卒業後の多様な学習機会の充実 5 読書環境の整備</p> <p>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p> <p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進</p> <p>(2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進</p> <p>2 住宅・公共的施設等の整備</p> <p>(1) 公共的施設の改善整備 (2) 住宅の改善整備</p> <p>(3) 改善整備に関する情報提供</p> <p>3 移動・交通手段の確保</p> <p>(1) 公共交通機関の改善整備 (2) 道路・交通安全施設の改善整備</p> <p>(3) 移動支援の充実</p> <p>(4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施</p> <p>4 防犯対策の推進</p> <p>(1) 防犯対策の推進 (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>5 防災対策の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進 (2) 防災関係職員の福祉研修の推進</p>	<p>第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み</p> <p>III. 推進体制</p> <p>1 連携・協力体制の確保 2 相互理解の促進</p> <p>3 進捗状況の管理及び評価 大分県障がい福祉圏域図 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 大分県障害者施策推進協議会条例・委員名簿 大分県自立支援協議会設置要綱・委員名簿</p> <p>IV. 資料編</p>